

社会に開かれた教育課程（2）

～コミュニティ・スクールの導入～

社会に開かれた教育課程には3つのポイントがあると言われています。

- ① よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有する。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成する。
- ③ 地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現する。

そして、社会に開かれた教育課程の実現に向けての第一歩が新しい学習指導要領の趣旨・内容を保護者や地域の方々と共有することであり、そのための制度の一つが学校運営協議会と呼ばれるものです。学校運営協議会とは、地域住民や保護者等が学校運営に参画し、目標やビジョンを共有することによって、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる、法に基づく仕組みのことです。

もともと本校にも開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしていた学校評議員制度がありましたが、さらに生徒たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総がかりで当事者意識を持って取り組めるよう学校評議員から学校運営協議会への発展を図ることとし、学校運営協議会を令和4年8月1日付で立ち上げました。学校運営協議会における外部の構成メンバーは本校の元校長、経済界関係代表、義務教育学校の元校長、地域住民代表、保護者代表に依頼し就任していただきました。

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと言い、本校もコミュニティ・スクールとなりました。今後さらに、地域等の理解、協力を得た風通しの良い学校運営を行っていきたいと思います。

白畑教育長より学校運営協議会各委員に辞令書が交付されました



学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い（文科省 HP より）

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。	教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則」第49条 ・学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 ・教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。
資格要件等	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者

<p>任命</p>	<p>校長が推薦し、設置者が委嘱</p>	<p>教育委員会が任命</p> <p>※委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員</p>
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べる。 ・ 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。 	<p>以下の具体的な権限を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 2 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 3 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。

Q 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)導入の目的は何ですか。

近年、公立学校には、保護者や地域の皆さんの様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

このため、学校評議員制度の導入や、自己点検・自己評価の取組が図られてきました。

学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたものです。

学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます。

なお、学校運営協議会を設置する学校については、法律上の名称は定められていませんが、各教育委員会の判断で「地域運営学校」、「コミュニティ・スクール」等と、適宜名称を付することも可能です。

(文科省 HP より)